

産科医等確保・育成支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 産科医等確保支援事業補助金及び産科医等育成支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号）及び医療保健部関係補助金等交付要綱（平成30年三重県告示第239号）に規定するもののほか、この交付要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 この事業は、産科・産婦人科医師が長時間労働など過酷な労働環境にある現状に鑑み、地域でお産を支える産科医等に対し手当を支給することにより、処遇改善を通じて、産科医等の確保を図るとともに、臨床研修修了後の専門的な研修において、産科を選択する医師に対し手当を支給することにより、将来の産科医療を担う医師の育成を図ることを目的とする。

(事業の実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、市町、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、全国社会保険協会連合会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協及びその他知事が認める者とする。

(対象施設)

第4条 この事業は、次の各号に定める施設を対象とする。

一 産科医等確保支援事業

以下の要件をすべて満たすもの又はこれに準じるものと知事が認めたものとする。

ア 就業規則及びこれに類するもの（雇用契約等）において、分娩を取り扱う産科・産婦人科医師及び助産師（以下「産科医等」という。）に対して、分娩取扱件数に応じて支給される手当（分娩手当等）について明記している分娩施設であること。

なお、個人が開設する分娩施設においては、開設者本人への手当の計上が会計処理上困難であることから、雇用する産科医等に対する手当の支給について、雇用契約等に明記しているなど、知事が適当と認める場合は開設者本人についても対象とする。

イ 一分娩あたり、一般的に入院から退院までの分娩費用（分娩（管理・介助）料、入院費用、胎盤処理料及び処置・注射・検査料等をいう。以下同じ。）として徴収する額が55万円未満の分娩施設であること。（当該年度の正常分娩の金額を適用する。）

なお、妊産婦が任意で選択できる付加サービス料等については含めない。

二 産科医等育成支援事業

以下の要件をすべて満たし、知事が適当と認めたものとする。

- ア 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）修了後、産婦人科専門医の取得を目的として、指導医の下、研修カリキュラムに基づき研修を受けている者（以下「産科専攻医」という。）を受け入れている医療機関（公益社団法人日本産科婦人科学会が指定する卒後研修指導施設等）であること。
- イ 就業規則、または雇用契約等において、産科専攻医の処遇改善を目的とした手当（研修医手当等）の支給について明記している医療機関であること。

（事業内容）

第5条 この事業は、次の各号に定める手当を支給することを内容とする。

一 産科医等確保支援事業

地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給すること。

二 産科医等育成支援事業

臨床研修修了後の専門的な研修において、産科を選択する医師に対し研修医手当等を支給すること。

（交付の対象）

第6条 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

- 一 分娩施設の開設者が行う産科医等確保支援事業及び産科医等育成支援事業
- 二 分娩施設の開設者が行う産科医等確保支援事業及び産科医等育成支援事業に対し市町が行う補助事業

（交付額の算定方法）

第7条 補助金の交付額は、次の各号の定めるところにより算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

一 産科医等確保支援事業補助金

ア 分娩施設の開設者が行う産科医等確保支援事業

（ア）別表1の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して、少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に3分の2を乗じて得た額を交付額とする。

イ 分娩施設の開設者が行う産科医等確保支援事業に対し、市町が補助する事業

（ア）別表1の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して、少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を選定する。

（ウ）（イ）により選定された額と市町が補助する額とを比較して、少ない方の額

に3分の2を乗じて得た額を交付額とする。

二 産科医等育成支援事業補助金

ア 分娩施設の開設者が行う産科医等育成支援事業

(ア) 別表2の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとと比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に3分の2を乗じて得た額を交付額とする。

イ 分娩施設の開設者が行う産科医等育成支援事業に対し、市町が補助する事業

(ア) 別表2の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとと比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額と市町が補助する額とを比較して、少ない方の額に3分の2を乗じて得た額を交付額とする。

(申請及び実績報告)

第8条 補助金の交付の申請及び事業実績報告の様式は、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号）第3条第1項及び第12条の規定にかかわらず、第1号様式又は第2号様式とする。

2 補助金の交付申請書等の提出期限、添付書類等は、次のとおりとする。

区分	補助金の名称	提出期限		添付書類				提出部数
		交付申請書	実績報告書	交付申請		実績報告		
				名称	様式	名称	様式	
1	産科医等確保支援事業補助金	毎年度別に知事が指定する日	事業完了後1か月又は翌年度4月7日のいずれか早い日	計画書	第3号	実績報告書	第8号	2部
				所要額調書	第4号	経費精算額調書	第9号	正本1部
				所要額明細書	第5号	実績額明細書	第10号	副本1部
				当該事業に係る歳入歳出予算書の抄本		分娩手当支給実績	第11号	
				法人等役員一覧		当該事業に係る歳入歳出決算書の抄本		

2	産科医等育成支援事業補助金	毎年度別に知事が指定する日	事業完了後1か月又は翌年度4月7日のいずれか早い日	所要額調書 所要額明細書 当該事業に係る歳入歳出予算書の抄本 法人等役員一覧	第6号 第7号	経費精算額調書 実績額明細書 研修医手当支給実績 当該事業に係る歳入歳出決算書の抄本	第12号 第13号 第14号	2部 正本1部 副本1部
---	---------------	---------------	---------------------------	---	------------	---	----------------------	--------------------

(交付の条件)

第9条 補助金の交付の決定には、次の条件を付するものとする。

一 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更（ただし軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。

なお、軽微な変更とは、交付額の20パーセント未満の減額とする。

二 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

三 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。

四 産科医等確保支援事業補助金及び産科医等育成支援事業補助金と、対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

五 補助金と補助事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

六 市町は、県から概算払いにより間接補助金の交付を受けた場合には、当該概算払いを受けた補助金を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

七 市町が間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、第一号から第三号及び第五号に掲げる条件を付さなければならない。

この場合において第一号から第三号中「知事」とあるのは「市町長」と読み替えるものとする。

八 市町長が第七号により付した条件に基づく承認をする場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

九 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）別表に掲げる一に該当しないこと。

十 暴力団排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けた時は、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。

十一 上記各号に掲げる事項以外のことについては、その都度知事の承認を受けるものとする。

十二 補助事業者等は、知事から補助事業の遂行状況の報告やその他の資料の提出を求められたときは、当該補助事業の状況報告書（第15号様式）を知事に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第10条 補助金の交付決定の通知を受けた者は、その交付決定の通知を受領した日から7日以内に第16号様式による交付申請取下届出書1部を提出することにより、申請の取り下げをすることができる。

（補助金の交付対象期間）

第11条 補助金の交付対象期間は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

1 この要領は、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要領は、平成24年4月2日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要領は、平成26年12月26日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要領は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要領は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要領は、令和3年3月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

別表 1

(産科医等確保支援事業補助金)

1 基 準 額	2 対 象 経 費
1 分娩当たり 10千円	分娩を取り扱う産科・産婦人科医及び助産師に対して、処遇改善を目的として分娩取扱件数に応じて支給される手当（分娩手当等）

別表 2

(産科医等育成支援事業補助金)

1 基 準 額	2 対 象 経 費
研修医 1 人 1 月当たり 50千円	臨床研修終了後、指導医の下、研修カリキュラムに基づき産科・産婦人科の研修を受けている者に対して、処遇改善を目的として支給される手当（研修医手当等）